

**大分市自治基本条例検討委員会
第10回 市民参加・まちづくり部会 議事録**

日 時 平成22年 7月23日(金) 9:30～10:55

場 所 大分市役所議会棟 3階 第4委員会室

出席者

【委員】

秦 政博 部会長、日小田 良二 副部会長、松尾 直美 委員、永岡 昭代 委員、
竹本 和彦 委員 (計5名)

【事務局】

企画課課長 玉衛 隆見、同主幹 渡邊 信司、同主幹 姫野 正浩、同主査 甲斐 章弘、
同主査 永野 謙吾、同主査 足立 和之、同主査 阿部 美剛 (計7名)

【プロジェクトチーム】

(企画課課長 玉衛 隆見、同主幹 渡邊 信司)市民協働推進課主幹 安東 孝浩、
広聴広報課主事 小野 貴史(統括者、副統括者除く:計2名)

【オブザーバー】

法制室室長 伊藤 英樹、同主任 牧 俊孝

【傍聴者】

なし

次 第

1. 開会
2. 議事
 - (1) 条文案の課題等について
 - (2) その他

< 第10回 市民参加・まちづくり部会 >

事務局	皆様、おはようございます。 定刻となりましたので、ただ今より、大分市自治基本条例検討委員会第10回 市民参加・まちづくり部会を開催いたします。 それでは、まずは本日お手元にお配りをいたしております資料の確認をさせて いただきます。次第が1枚ございますが、まず報告1としまして「第12回全体
-----	--

	<p>会議の意見集約」という資料がございます。次に、報告2としまして「第2回部会代表者会議の確認事項」という資料がございます。そして次に、表題が分かり難いかもかもしれませんが、「自治とまちづくり」という資料がございます。そして次は、資料1としまして「(仮称)大分市自治基本条例 条文案(調整案1)」という資料がございます。最後に、「重複箇所の整理」という資料があるかと思いますが、皆様、以上の資料がお手元にありますか。</p>
各委員	はい。
事務局	<p>それでは、まずは、これらの配布資料につきまして、一通りご説明をさせていただければと思っておりますので、早速ですが、報告1、「第12回全体会議の意見集約」という資料をご覧ください。</p> <p>こちらの資料につきましては、先月の24日に開催されました第12回の全体会議でのご意見をまとめた資料でございます。</p> <p>まず1枚目でございますが、(全体での意見交換)という部分における「条文全般について」ということで、読み上げさせていただきますが、「自治基本条例か自治体基本条例か、あるいは市政基本条例かという考えをまとめてもらいたい。自治体基本条例よりも市政基本条例の方が妥当と考える。」また、「まちづくりの全てを市が行うわけではなく、市民が直接担う部分もあることを明確にする必要があるのではないか。」「総花的で自治基本条例としての特徴が感じられない。」「条例のタイトルとして『大分市市民自治基本条例』とか『大分市市民自治(まちづくり)基本条例』という形にしたらどうか。」というご意見をいただいたところでございます。</p> <p>次に、「前文について」ということで、本部会の委員の皆様は全員ご出席いただいておりますので、経過は重々ご存知かと思いますが、「特徴を感じない要因として前文の印象がそうさせている。」「前文にこそ条例制定の意気込みや想い、めざす方向がしっかりと謳われるべき。」「歴史、文化、自然、産業などは、日本国憲法の前文にも書かれていないので必要ないのでは。また、このような内容は市民憲章(大分市民の誓い)として既にある。」「条例制定の目的として、最高規範としての自治体憲法を制定すること、自治行政権、自治立法権、自治財政権を持つ地方政府への移行をめざすこと、真の住民自治の確立と都市内分権、地域内分権の徹底検証、が自治基本条例のめざすところであると考えているので、住民自治や地域自治の方向を明確に表現することが前文では必要ではないか。」というご意見をいただき、理念部会さんの方からも「自治基本条例を作る意図や狙いについては、目的の項目に書いていることが全てであり、前文というのは市民に読んでもらい共感してもらいたいという気持ちをこめている。」というご発言をいただきましたが、最終的には、2ページ目の一番上にございますとおり、「様々な意見は大事であると感じているので、具体的な指摘をいただければありがたい。」という形で理念部会さんの方から具体的な返答があったのではないかと捉えているところでございます。</p> <p>後は、色付けの部分と言いますが、それぞれの部会に関することが記載されておりますが、本部会にすることとしましては、一番下に「住民投票について」ということで、「政府で『住民投票法案』を作ろうという動きがあり、その動向</p>

を踏まえておく必要がある。」というご意見をいただいたところでございます。この部分につきましては、条文案を検討する際、また、第12回全体会の中での部会毎の議論の場におきましても確認をさせていただいたと思っておりますが、最終的には国から正式にアナウンスがあった場合に、その内容を踏まえてご検討いただくということによろしいのではないかと考えております。

続きまして、3ページ目でございますが、「議会に関する条文の中間報告」といたしまして、本部会の副会長さんの方からご報告いただいた内容でございます。自治基本条例の条文における「議会の役割及び責務について」ということで、大分市議会より選出されております9名の委員さんにて確認した文言としまして、第12条の第1項から第4項という形でご報告をいただいたところでございます。最終的には、『議会活性化検討会議』で審議をし、『議会運営委員会』に諮って最終的には素案に反映させる予定である。」というところでございます。

続きまして4ページ、5ページにつきましては、それぞれの部会毎にお話になった内容、ご報告いただいた内容を資料としてまとめさせていただいておりますので、本部会としましては、5ページ目の最後の方にございますが、「前文について」ということで意見をご発言いただいたところでございます。

それでは、続きまして報告2、「第2回部会代表者会議の確認事項」という資料をご覧ください。

こちらの資料につきましては、先ほどの第12回全体会を受けまして、その後、今月の6日に開催されました第2回部会代表者会議での確認事項という形でまとめさせていただいております。

基本的には3点ほど確認事項がございまして、読み上げさせていただきますが、まず1つ目が「前文について」ということで、『前文』と『目的』をセットでこの条例を作ることを目的（市民福祉の向上や意気込み、願いなど）を理念部会において再度検討して欲しい。」というところでございます。

続きまして、「条文の調整について」というところでございますが、「主語の整理、重複している条文の整理、第6章・第7章・第8章の取扱いについて、法規的な観点から事務局に調整案としてたたき台を作成させる。（前文、目的は理念部会で再協議となったことから除く）」という内容でご確認をいただいたところでございます。この内容につきましては、また、後ほど別の資料がございますので、改めてご説明をさせていただければと思っております。

そして最後に、3つ目といたしまして、「自治とまちづくりについて」、「自治とするのかまちづくりとするのか、コンセンサスを得る時期に来ているので、各部会で一度議論をしていただく。」、「条例の名称の問題と併せて、自治とまちづくりの捉え方を整理しやすいような資料を事務局が作成する。」というところで、次に説明をさせていただきますが、本日は、まずはこの「自治とまちづくりについて」ご議論をいただければと思っております。

それでは、「自治とまちづくり」という資料をご覧ください。

先ほどの第2回部会代表者会議での確認事項でもございましたとおり、部会代表者会議にてご指示をいただき、事務局が資料としてまとめさせていただいたものでございます。

読み上げさせていただきますが、「自治とまちづくり」、「『自治』と『まちづくり』」は、使い分けが難しい言葉です。様々な文書中に、様々な意味で使用されて

おり、時にはそれぞれの言葉がもつ固有の意味を超えた使い方がされる場合もあり、また時には同じ意味で使われることもあります。そのため、両者の違いがあまり意識されていないのが実情です。」「しかし、この条例では、それぞれの意味を明らかにした上で、議論を進める必要がありますので、一応、次のように整理したいと思います。』

「自治 = 市や自治会等の意思決定と、そのための仕組みや方法（主に、市や自治会等の内部の関係に視点を置いた捉え方）」、「まちづくり = 住みやすいまちを作るための活動や取組（主に、まちに視点を置いた捉え方）」

「自治とまちづくりの違いを意識しつつ、条例の構成を考えると、主な視点の置き方によって、違いが出てきます。」「自治に視点を置いた場合：市や自治会等の意思決定と、そのための仕組みや方法（主に、市や自治会等の内部の関係に視点を置いた捉え方）が規定の中心となります。」「まちづくりに視点を置いた場合：まちづくりに対する考え方（理念）やそのための方策を規定することになります。自治については、まちづくりを進めるための仕組みとして規定することになります。」

「『自治』、『まちづくり』ともに、市政運営のあり方を定める上では大事な事柄ですが、この条例で「まちづくり」について規定しようとする場合には、市政運営の総合的な体系を定めている総合計画との関係を整理しておく必要があります。」「これについては、条例では、まちづくりを進める上で必要となる市の意思決定の仕組みや方法（自治）を中心に定め、まちづくりの方向性（理念）については、普遍的なものに限定して規定する、まちづくりの具体的な方向性等は、その時々的情勢により左右され易いので、情勢に応じた、より具体的な政策の方向性については、この条例の定めるまちづくりの理念を基に、総合計画で議論して決定する、といった役割分担を明確にすることによって、整理できるものと考えます。」という形でまとめさせていただいております。

このことにつきましては、次に（調整案1）ということで条文案を説明させていただきますが、今後、調整案をご検討いただく際にこのような捉え方、考え方でよろしいのかどうか、本日はご議論をいただければと思っております。

それでは、続きまして資料1、「(仮称)大分市自治基本条例条文案(調整案1)」という資料をご覧ください。

先ほどの報告2でも少しお話をさせていただきましたが、第2回代表者会議にてご指示を受けまして、事務局、また、市法制室にて条文を調整させていただいた内容でございます。

真ん中に調整案1という欄があるかと思いますが、この部分が事務局、市法制室にて調整をいたした内容となっており、その右側に課題等としまして補足的な内容を表記いたしております。また、一番上の目次部分に青字で見え消しにしている部分があるかと思いますが、この青字の部分につきましては今回調整をさせていただいた部分でございます。

1枚目は理念部会さんに関する内容になりますので、3ページ目に飛んでいただきまして、少しご報告的な意味合いにはなりますが、中段にございます執行機関・議会部会の第7条、ここは赤字で表記をさせていただいておりますが、この赤字につきましては、条文の重複に関する調整をさせていただいた内容でございます。したがって、第7条の第1項につきましては、課題等にもございます

とおり、内容が同じではないかということで、市政運営部会の第13条（市政運営の基本）の第1項を統合させていただいております。また、第7条の第2項につきましても、内容が同じではないかということで、第13条の第2項を統合いたしております。なお、第7条の第3項につきましては、こちらは逆に第26条（政策法務）の第2項と同じではないかということで、第26条の第2項の方へ統合いたしております。本部会に関係する内容としましては、その下の第9条（市長の責務）の第3項、「市長は、政策の立案、実施及び評価の過程について、市民への説明責任を果たすための必要な措置を講じなければならない。」とございますが、こちらの内容につきましては、本部会にてご議論をいただきました第34条（情報共有及び説明責任）の第2項と内容が同じではないかということで、現在のところ、こちらの第9条の第3項に統合、整理をさせていただいたところでございます。

それでは、次に4ページ目をご覧ください。一番上の第10条（執行機関の責務）の第4項でございますが、こちらの部分につきましては、当初は第28条（人材育成）ということで条文として規定しておりましたが、課題等にもございまして「具体的な取り組みというより、執行機関の責務として捉えられるのではないかと考えられるため。」ということで、この第10条の第4項として新たに規定し直したところでございます。次に、第13条につきましては、先ほどご説明をさせていただいたとおり第7条に統合したということでございますが、その次の第14条（総合計画）につきましては、第1項の主語は「市は」、第2項の主語は「市長は」となっておりますことにつきましては、課題等にもございまして「自治法上は、基本構想は『市』が定めることとなっているが、策定過程で市民参加の機会を確保するのは『市長』であるとするのが適切ではないか。」ということで、それぞれ主語の使い分けをさせていただいております。

それでは、次に5ページ目をご覧ください。下から2番目の条文案、第22条の第2項につきましては、課題等にもございまして「第2項は、地方自治法第243条の3に同一規定があるため削除して良いのではないか。」ということで、今回の調整案1では削除させていただいたところでございます。

続きまして、6ページ目をご覧ください。上から順にはなりますが、まず第24条（市民提案）の第2項が赤字になっていると思っておりますが、こちらの部分につきましては、先ほどの部分とも関係がございまして、本部会におきましてご議論をいただきました第34条（情報共有及び説明責任）の第1項と内容が同じではないかということで、こちらの方に統合させていただいております。また、続きまして、その下の第25条（権利保護・苦情対応）の第2項につきましても、こちら第34条（情報共有及び説明責任）の第3項と内容が同じではないかということで、こちらの方に統合させていただいております。その下の第26条（政策法務）の第2項につきましては、先ほど、3ページ目でご説明いたしましたとおり第7条の第3項をこちらに統合させていただいております。そして、2つ下の第28条（人材育成）につきましても、先ほどご説明いたしましたとおり第10条（執行機関の責務）の第4項へと調整をさせていただいたところでございます。その下の第29条（まちづくりへの市民参画）から本部会にてご議論をいただいた内容となって参りますが、基本的には主語の確認作業が残っているのでは

ないかと認識いたしております。

それでは、申し訳ありませんが7ページ目に進んでいただきまして、上からの第31条(附属機関等)、第32条(市民意見の聴取)、第33条(住民投票)につきましては、それぞれまた主語のご確認をしていただければと思っております。その下の第34条(情報共有及び説明責任)につきましては、こちら先ほどご説明しましたとおり、第34条の第1項は第24条の第2項に、第34条の第2項は第9条の第3項に、そして第34条の第3項は第25条の第2項にそれぞれ統合させていただいております、条文的に同じ内容でありましたら先に規定された条文の方に統合するような調整をさせていただいたところでございます。後は、一番下の第35条(都市内分権)、そして、次のページの第36条(地域コミュニティ)につきましては、また、主語のご確認をいただければと思っております。

最後に、第37条以降の市政運営部会の方からご提案のございました部分、第6章、第7章、第8章という部分でございますが、まず、第6章(連携及び交流)につきましては、課題等がございますとおり「具体的政策というよりも課題解決やまちづくりのための方法・手段という側面があり、この条例に規定する余地はあるのではないか。」ということで、章としてどうするのかということがございますが、基本的には規定する方向で今後も検討を行うというところでございます。その下の2つの第7章(多文化共生)と第8章(環境及び景観)につきましては、課題等がございますとおり「個別政策的な要素が濃いため削除」しても良いのではないかとということで調整をさせていただいておりますが、先日開催されました市政運営部会におきましては、出来ればと言いますか、第7章(多文化共生)につきましては、この条文案の主旨はどこかの条文に反映させるよう検討する必要があるのではないかとご意見が出たところでございます。

資料1の説明につきましては以上でございますが、最後に「重複箇所の整理」という資料がございまして、それぞれ関係する条文を並べて表記いたしており、左側に印があるかと思いますが、印が無い条文を印がある条文にそれぞれ統合したという形で調整をさせていただいておりますので、また、本日ご議論をいただく際には、先ほどの資料1とこの資料を見比べていただきながらご議論をいただければと思っております。

それでは、説明が大変長くはなりましたが、本日お配りをしております資料の説明は以上でございますので、以後の進行につきまして、部会長、よろしくお願いいたします。

部会長

はい、ありがとうございました。

それでは、本題に入りたいと思いますが、今日は少数精鋭でございますので、どうぞ忌憚のないご意見をお願いいたしたいと思っております。

色々と事務局の方から議論の素材が提供されましたけれども、大きく2つを取り上げていきたいと思いますが、1つは説明が分かり難かったと私は思ったんですが、「自治とまちづくり」という、この観点についてからご意見を賜りたいと思っております。

この説明、分かりましたか。

何と言いますか、法律論と言う訳じゃありませんけれども、まあ理屈を捏ねた

副部会長	<p>ような部分ですんで、それぞれご意見をいただけませんか。</p> <p>今後の進め方について良いですかね。</p> <p>あの、ここで何を議論していくのかということで、要は、部会としての議論なのか、一応部会としては大体方向性が出たから全体的な部分に対する議論をしていくのか、この前の全体会を受けての議論を今から組み立てていくのか、それから、今後、もう素案とするための準備に多分入っていると思うんで、そういうところで、この条文案についての議論をしていくのか、その辺の形が少し見えないんで、今後の部会としての在り方でございますか、全体の部分をこういうふうに分けて部会毎にまた議論をし、それを集めてそこで集約をしていくのか、そのところはどうか。</p>
事務局	<p>明確には申し上げ難いと思いますが、今後の先の見通しまで、部会の在り方、その進め方につきましては、ある意味、また次回の全体会を開く中で定まってくるのではないかと考えております。</p> <p>一応、今回の部会につきましては、あくまでも部会としまして、前回の第12回全体会からの課題とすれば、本部会に関しましてはまだ主語の確認でありますとか、その辺の最終調整が出来ておりませんでしたので、最低限、そういう調整をしていただく部会の場に、本日はなろうかと思っております。</p> <p>それと追加と言いますか、第12回全体会後の部会代表者会議の際に、一度全体にお示しをさせていただいた条文案には、「自治」と「まちづくり」という言葉が混在しているような形にもなっておりますので、ある意味定義付けという意味ではございませんが、やはりそれを条文として使用していく、謳っていく場合の一定のルールと言いますか、申し訳ありませんが委員の皆様の受け捉え方という形にいたしますと、多分、人によっては「自治＝まちづくり」であったり、「自治とまちづくりは近い」という方や、「自治とまちづくりは全然離れている」という方も居るなど、色んな形になるのではないかと考えております。</p> <p>ただ、大分市の自治基本条例に謳い込む場合に、「自治とまちづくり」というのはどういう捉え方でいくのが良いのか、部会代表者会議の場ではございますが、このことは一度部会で議論していただきたいという形で、投げ掛けられたものと事務局としては捉えております。</p> <p>したがいまして、本日はあくまでも部会代表者会議を受け、まず「自治とまちづくり」の部分をご議論いただきまして、その後はいわゆる全体会、前回の第12回全体会の流れで、本部会としての調整、主語の部分等のご確認がございましたので、そういうのをきちんと押さえていく、なおかつ部会代表者会議、話がまたややこしくなるかもしれませんが、部会代表者会議にて一度主語の確認と言いますか、そうしたものを事務局案として調整を示して欲しいということで、本日初めて調整案1ということでお示しをさせていただいて、ある意味、重複箇所の整理におきまして、本部会でご検討をいただいた条文案が市政運営部会の条文案に統合された形になっておりますので、そうしたことを本部会としてご議論をいただきまして、その結果を来週開催されます次回の第13回の全体会では部会としての結論ということで、若しくは経過ということでもよろしいかと思っておりますが、一定の報告をさせていただければと思っておりますので、その後、副部会長</p>

	<p>さんがおっしゃったような内容につきましては、やはり次回の全体会の中におきまして、今後の進め方という部分で他の委員皆さんに投げ掛けていただいて、そこで方針が定まればその方針に従って、全体会で議論をしますし、部会を活用するのであれば部会も活用していくという、そういう流れになるのではないかと考えております。</p>
副部会長	<p>分かりました。</p>
部会長	<p>はい、前回の全体会なり部会代表者なりで投げ掛けられた、一応この部会は前回までで基本的な議論は終結したということでまとめたんですけども、その後にそうした状況が生まれてきましたので、再び差し戻されたところを私どもの方でもう一辺議論をしようよというのが基本的な考え方ですので、そういう流れの中で次の全体会、まあ次の全体会の中でもう一辺部会で議論をしるという話が出ればそういうことになるかと思うんですけども、一応、流れ的にはそういうことでご理解をいただければと思います。</p> <p>では、よろしいですか。</p>
副部会長	<p>はい。</p>
部会長	<p>それでは、先ほどの「自治とまちづくり」、まあ今日示された資料の中にも混在して使われておりますけれども、この事務局の考え方ということでご理解をいただけるかどうか、いやこの辺は少しおかしいとか、私はそうは思わないとかいうことがありましたら、ご意見をいただきたいと思いますので、どうぞ。</p>
委員	<p>では、市民の立場から、まあ誰が見ても分かり易くするためには、ある程度は統一をされた方が良いのかなと思うんですけども、これは私の個人的な見解なんですけど、「まちづくり」というのは何か一つひとつ作っていくような、築き上げていくようなイメージがありまして、書いて字のとおりなんですけども、そして、「自治」というのは自分達で治める、もうこれも書いたとおりなんですけども、どちらかと言いますと「まちづくり」はサッカーとかスポーツでの攻撃的、創造的なものであって、「自治」というのはもう今まであるものを守ると言いますか、組織で上手く対応させていこうとか、そういう要素というのが強いと思いますので、そういう認識、捉え方でこの中に謳い込んでいくのは、私自身大切なのかなと思いますし、ある程度どこかで「自治」というのはこういうもの、誰が見ても「自治」というのはこういうものですよとか、「まちづくり」はこういうものですよという、ある程度定義付けをしていった方が良いのかなと、個人的には考えております。</p>
部会長	<p>はい、基本的にはここで「自治」と「まちづくり」の棲み分けみたいな組み立てをしておりますけれども、こういう方向でよろしいということですね。</p>
委員	<p>はい。</p>

部会長	では、委員さん、どうぞ。
委員	はい、私はこの「自治」と「まちづくり」は、言葉のニュアンスは少し違うと思うので、このまま自治基本条例の中に「自治」と「まちづくり」をすっぱりと入れて、この条文の中で使い分けをするようなことは出来ないんですかね。
事務局	はい、逆に言いますと、今は混在しておりますので、上手く使い分けようとするためには、やはりそれぞれの意味につきまして、定義付けではありませんが、ある程度のイメージを皆さん共通認識で掴んでいただいた上で、この場面は「自治」を使うとか、この場面は「まちづくり」を使うとか、そういう区分けをする必要があるのではないかとということで、ご提案をさせていただいております。
委員	私もそれだったら良いと思うんですよ、その「自治」と「まちづくり」を離す感じじゃなくて、条例の部分部分で、これはこっちの方が使い易くて、市民にすうっと入っていくような内容になれば、その方が良いと思うんです。 「自治」と「まちづくり」は1つの言葉のような感じで使われれば良いと思う、そういう感じがするんで、良く分からないんですけど、私はその条文を読んで、自分達で理解し合うとなったら、その方が理解し易いと思うんです。
事務局	申し訳ありませんが、資料の補足と言いますか、そういう部分で言いますと、本日の「自治とまちづくり」という資料、少し後段の方は分かり難かったかもしれませんが、前半の方では、もうシンプルにいきますと、「自治」は基本的に意思決定の仕組みや方法ということで、ある程度システムと言いますか、仕組みの部分の話をする時は「自治」という言い方をさせていただいて、そして、「まちづくり」と言えばもうまちを作るための活動や取り組みということで、行為などより能動的なイメージで捉えると言いますか、そういう場面で使う時には「まちづくり」ということでよろしいのではと思っております。 本日は、ある意味そういう使い方最低限よろしいです、ということがご議論の結果になればと思っております。
委員	その方がスッキリすると思うんで、この資料のとおりで良いと思います。
部会長	はい、副部会長さん、どうぞ。
副部会長	はい、このとおりで良いと思います。 よくまとめていただいているんで、分かり易いと思います。
部会長	では、委員さん、どうぞ。
委員	はい、あの今の考え方で、仕組みに関しては「自治」、まあ行為に関しては「まちづくり」という使い分けをしっかりといただいたら、スッキリまとまると思います。

部会長	<p>はい、全体のご意見としては、「自治」は「自治」なりの仕組みを規定したものの、それから、「まちづくり」というのは活動に主眼を置いたものと、こういうことで理解出来るというご意見でまとめられたようでございますので、本部会としては事務局の提案のとおり、こういう使い分けの場面を諒とするというところで、皆さん、よろしいですね。</p>
各委員	はい。
部会長	<p>では、第1点目の「自治とまちづくり」の関わりについては、そういうことで議論を納めます。</p> <p>次に、条文の調整案についてでありますけれども、これ、特に本部会に関わる部分の議論で、事務局、よろしいんですね。</p>
事務局	はい。
部会長	<p>ということでございますので、本部会に関わるところ、まあ統合した部分等々、もう1つは「主語の確認」というところが大きいかと思っておりますけれども、まずその他の部会と言いますか、市政運営部会に統合したんですかね、このことは良いですか、事務局の案として、4ページと7ページのところの赤字の部分ですね。</p>
事務局	少し補足をさせていただいてもよろしいでしょうか。
部会長	はい、どうぞ。
事務局	<p>今は（仮称）ではございますが、大分市自治基本条例ということでございますので、「自治」という言葉を前に持ってきておりますことから、基本的には「自治」という流れで目次と言いますか、章立て、部会の並び的なものを考えさせていただいております。</p> <p>したがいまして、そうした流れの中、重複的な条文が出てきた場合につきましては、やはり前段に出てきた部分で謳われておれば、後段で出てくる部分はもう謳う必要がないのではないかというのが基本的な調整の考え方でございます。</p> <p>目次を見ていただいたらお分かりかと思いますが、市政運営に関する内容が先でございますので、そこでもう同じような内容を謳っておれば全て、特に34条「情報共有及び説明責任」の部分につきましては、市政運営の部分において、少しバラけてはおりますが謳っておりますことから、今こういう整理をさせていただいたという結果の調整案でございます。</p>
部会長	<p>当然、その二重に規定する必要はないんで、1箇所にとめるという、そういう作業のようでございますが。</p> <p>ご意見ございませんか。</p> <p>よろしいですか、特になければ事務局の調整した統合案を諒として良いですか、よろしいですか。</p>

各委員	はい。
部会長	はい、ではそういうことにいたします。
事務局	少しよろしいでしょうか。
部会長	はい、どうぞ。
事務局	<p>主語の部分に関する補足でございますが、今まで本部会では全て「市は」という主語で条文のたたき台を部会としてご議論をいただき、結論付けていただいたところでございますが、後は、これはまた全体での調整にもなるかと思いますが、いわゆる調整案1では「市長等」、特に執行機関、行政側でというイメージで皆様おっしゃられていたと捉えておりますので、ある意味、今回の調整案1につきましては「市長等」ということで整理をさせていただいております。</p> <p>本部会での主語の殆どが「市長等」ということになっておりまして、ただ、その中でも何点かはやはり主語のご確認をいただければと思っております、特に6ページの一番下でございます市民協働の部分につきまして、これは「協働」の定義の部分にも関係してこようかと思っておりますが、基本的には、市民、議会、行政が手を取り合っただという流れでございますので、今は「市民、議会及び市長等」という3者での主語にさせていただいております。</p> <p>後は、私の方が上手く説明出来ないかもしれませんが、「住民投票」につきましては、確かに他都市の例では「市長等」という執行機関的な部分も含めた表現もございますが、今回の調整では「市長」という形で調整をさせていただいておりますので、この辺につきまして、少しご意見を、これでよろしいということであれば、それはそれで結構でございますが、何かご意見がいただけたらと思っております。</p>
部会長	はい、主語の件に移りますけれども、主語をこの「市長等」という言葉、今までは1度も使ってなかったですね。
事務局	はい。
部会長	<p>何か唐突に出てきた訳ですけど、「等」というのが入ってきたと、「市は」とか「市長は」とかいうものはあったけれども、まあ前の部会案と比べて見ると、その違いは歴然としておる訳ですが、皆さん、その意味はお分かりでございますか。</p> <p>どうぞ、ここはどうかなということがありましたら、ご自由にご意見をお出しください。</p>
副部会長	<p>まあ「市は」、「市長は」、「市長等は」という3つぐらいに分かれると思うんですけども、条文の中身によって一応使い分けをするということで配置を考えたということなんですけど、この「市長等」というのは執行機関という位置付け、執行機関の中に議会というのは入ってるんですか、入ってないんですか。</p>

事務局	はい、入っておりません。
副部長	<p>入ってないですね、そうなった時に「都市内分権」の中で「市長等は」とこうあります。</p> <p>「都市内分権」というのは、勿論、何と言いますか、執行機関の中で受け皿作りとか色んなことをやっていく時に、実際にその中で具体的に手足となって動いていくというのは、やはり議会も入ってくると思うんですよ、そういう中で考えた時に、これが適切かどうかというのはどうなのかなと、これは私自身の考え、個人の考えなんですけど、少しこう違和感を感じたんで。</p>
部長	その前の案では、それは「市は」となってますね。
事務局	<p>はい、前の案では「市は」となっておりまして、今までのご議論の経過、担当なりにですが踏まえさせていただきますと、「市は」というのはあくまで行政を指してお使いになっていた、行政がすることをイメージされて「市は」という主語でご議論いただいたと思っております、そういう部分でいきますと、あくまでもやはり本部会においての「市は」というのは、執行機関、行政側がすることに対してのことだと思っております。</p> <p>したがいまして、行政側が主語となる部分を今までは「市は」ということで、これまで表現してきたのではないかと捉えておりますので、今の副部長さんのようなお話、そのようなご意見がいただけるのであれば、「都市内分権」の方の主語を、「議会及び市長等」ということでもよろしいのではと思っております。</p>
副部長	いやいや、具体的に今言ったように執行機関じゃないから議会は、そうなると、その例えば形を作った時に、議会は何かその中の役目をするかと言ったらそうじゃないと思う、外からそれを作っていくというのが議会の役割なので、そうなるとその位置付けというもおかしいと思うんで、だから、そのところが非常に迷うところなんで、「市」と言うとファジーじゃないですか、だから、その方が返ってニュアンス的には良いのかなと。
事務局	「都市内分権」の「権」というのは、恐らく「権限」の「権」でございまして、この「都市内分権」というのは、市長が持っている執行権限の一部を場合によっては地域の方に、どういう単位になるかは分かりませんが、下ろしていこうという発想だと思っておりますので、当然、その中で議員さん方のご協力をいただかなければならない訳ですけども、ただ、「権限」ということで絞って考えますと、やはり分けるのは市長の「権限」を分けるという意味で、市長を含めた執行機関ということですけども、そこは執行機関の持つ「権限」だろうということで整理をさせていただいております。
副部長	<p>それは、良く分かるんです。</p> <p>そのプロセスを含めて形を作っていくのは、これは執行機関の役目だからということなんですけど、だけど、要は今言ったように、その形を作って魂を誰が入れるのかというのは、やはりその地域に住んでいる人達であり、我々議会も含め</p>

事務局	<p>てだという意味からすると、ここで「都市内分権」という、そのプロセスを求めらるならこれで良いと思うんですよ、形を求めていく、姿を求めていくとなった時に、これで良いのかなという気がしてます。</p> <p>そうしますと、少し思いつきにはなりますが、概略で2項立てぐらいにしまして、まずは分権のシステムを作りあげましょう、そこに皆さんが力を合わせていただきますというような、2項で立てていくような組み立てにもなってくるのではないかと考えております。</p>
副部長	<p>じゃないと、今度の「市長等は」になると、あくまで執行機関だけということですよ、プロセスだけを作っていくためにということであれば、それはそれで良いと思うんですよ、要は、中身をここは求めているんで、多分この条例の最大の課題、ポイント、私は一番の柱だと思ってるんです、まあそのところはもう少し多面的に議論をして、組み立てた方が良いのかなと思ってます。</p>
部長	<p>はい、皆さんどうですか。 何か、ご意見はありますか。 そうするとあれですか、前、私どもが結論を出した「市は」という、この言い方でも駄目と。</p>
副部長	<p>だから、その私ども検討委員が、まあ今は市民の皆さんまで入っていませんから検討委員会のメンバーとして検討した時に、この「都市内分権」をどういう、その何と言いますか、方向性を確立して、なおかつ、その方向に伴って具体的なその市民の皆さんを含めた地域の活性化をするためにどういう手法を持ってくるのかという、まあ具体論まで入っていくとまた条例としては難しい部分もあるんです、その辺の上手く使い分けと言いますか、そういうものがある程度明確に方向性として入ってないと悪いのかなと、だから今言うと、項目で分けることも一つの方法ではないかと思うんですけど。</p>
事務局	<p>もう1点ですね、例えば、今、議会基本条例を見えていますけど、市長等と議会の関係という形で、第6条に「議会は、二元代表制の下、市長等と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに政策立案、政策提言等を通じて、市政の発展に取り組まなければならない。」という規定がございます。 正に、解釈の仕方によっては、当然「権現」を、市長等の「権限」をですね、地域内分権という形で支所等に分権をするということになった時に、そういうやり方、手法等は議会の方できちんとチェックをしていただいて、さらに、必要なことがあればまた政策提言等をしていただいて積極的に、例えば、地域内分権を進めるとか、そういうことは十分理解出来るのではないかと思いますけど、改めて、第1項、第2項という形で規定をして、議会の方の役割みたいなものをこのところに改めて明記をする必要があるかどうかというのは、また違った意味でご検討をいただければと思っております。 今のままでも、十分そういう主旨は流れの中で活かされているのではというの</p>

副部会長	<p>もありますけれども。</p> <p>ただ、まあ検討委員会の皆さんが、やはりそのところをある程度ストンとこう理解をして、形として、条文として出来上がればそれはそれで良いとは思いますが、今言ったようにこれだけでいくと、あの前は「市は」というファジーな部分があったんで、まあそれはそれで良いのかなと思ったら、今度ここは執行機関ですよということで位置付けたから、当然これはあくまでもその手法でありプロセスであり、また事業手法という形である程度の形が出てきた訳ですね、それに対して、なら誰が作るのかと言った時に、やはり市民であり議会であり、そこに住んでいる人達ということに多分なろうと思うんで、そのところはやはり議論しておく必要があるという想いがありますので。</p>
事務局	<p>今日までの私ども事務局の基本的な考え方といたしましては、既に議会基本条例が制定されておりますが、この自治基本条例が最高規範性を有するという形で皆さんからご理解をいただきましたので、通常の条文の中におきましては、議会に関することは極力触れないような姿勢で臨むのが重要ではなかろうかなということで、整理をさせていただきました。</p> <p>したがって、場合によってはその他の条文の中に「議会は」という言葉を入れても良いのではないかと、入れた方がより適切ではないかということも多々あるかもしれませんが、私どもとしては、議会基本条例が既に制定されていますので、そこで本来的に必要なことは全て謳われているという前提の下、いわゆるそれ以外の条文、自治基本条例、今は仮称でございますけれども、自治基本条例で謳われている条文の中には、基本的に「議会」という言葉は出来るだけ少なくした方が良いのではないかとという姿勢であります。</p>
副部会長	<p>いや、そういう言い方をしたんじゃないかと、一応議会基本条例を作っているから、この条例の中にはそれ以外のところで「議会」という言葉が出てくると、こと不自然になるんで、だから、そこで議会を、例えば「都市内分権」の中に入れてくださいという意味じゃないんです。</p> <p>これでいくとあくまでも、全て今言ったようにその形は、「都市内分権」の形を作っていくのは、あくまで執行機関ですよと、だから執行機関ということになると、そこには例えば市民だとか議会だとかがある意味では形として入ってくる、入ってこれないという訳じゃないけども、見えない部分があるんで、そこをもう少し見える形にすると、「議会」という言葉じゃなくて、やはり市民が入ってくるような形に持っていくと、自分達は自分達のまちを自分達で作るんだというのがないと、まあずっと「協働」という言葉に拘ってますけども、でないところ一杯出てきてる意味がね、むしろ逆に、「都市内分権」の中にそういった意味で市民のその姿というのが見えないと、返っておかしいと思うんですけども。</p>
事務局	<p>副部会長さんが言われるのは、議会というのは別にして、市民が積極的にそういう、いわゆる「都市内分権」に向けての意見を言えるような形と言いますか、市民とともに「都市内分権」を作り上げていくという、そういう姿勢をこの中に少し謳い込むような、そういう気持ちが欲しいんじゃないかという、そういう解</p>

	<p>釈でよろしいでしょうか。</p>
副部会長	<p>そうそう、そうです。</p>
部会長	<p>そうすると少し意味が変わってくるわなあ。</p>
事務局	<p>今の文面上の作りにつきましては、市民によるまちづくりに対する支援をしますという組み立てになっておりますので、やはり主語は執行機関とまずはするのが自然ではないかと思っております。</p> <p>そうしますと、その先ほど2項立てでと申しあげましたのは、別の観点、市民の観点からということでございまして、勘案し、一文必要であれば項を変えて分ける必要があるのかなという意味で申しあげたところです。</p>
副部会長	<p>まあ一回ここは、議会で議論してみても良いかと思うんですけども、これはこれで生かしながら、皆さんどう考えますかということで、一回する必要はあるかと。</p>
事務局	<p>はい、大変申し訳ありませんが、実務の部分と言いますか、基本的にはこの条文の規定、議会基本条例の規定もございまして、その動きというのは多分今のままだも、先ほど事務局が申しましたとおり可能ではないかと思っております。</p> <p>後は、副部会長さんがおっしゃるようなことを、明確にこの自治基本条例の中に謳うということであれば、やはり2項ないし、追加の条文、修文も含めましてまたご検討いただければという話になるのではないかと、私担当としましては感じましたので、そこはある意味議論の方向に少しお任せするような形、したがいまして、副部会長さんがおっしゃいましたように議会に関係する検討委員さんからの申し出でも結構ですし、全体会でも結構ですし、全然この部会でそういうお話になりましても、それはそれで結構だと思っておりますので、そういう申し出がございまして調整し易いのではないかと思っております。</p> <p>今事務局としましては、ある意味シンプルに捉えますと、この条文でもそうですし、議会基本条例でも動きの部分で謳っているということでございまして、実務上は問題ないという捉え方が出来るのではないかと認識いたしております。</p>
副部会長	<p>議論してみましよう。</p>
部会長	<p>はい、今日は委員さんも欠席しておりますので、もう少し議会内でご意見をいただく中で、一応、この場では事務局案を諒とするけれども、若干のそういう議論の場が必要ではないかと、そんな意見も出ましたという、そうした記録を残しておいてください。</p> <p>よろしいですね、皆さん。</p>
各委員	<p>はい。</p>
部会長	<p>では、そのところはそれで参りたいと思いますが、他に主語に関わる部分に</p>

事務局	<p>つきまして、いかがでしょうか。</p> <p>「市長等」、その「等」を含めた説明的な事柄は、どこかで出てくんの。</p> <p>はい、どこかで定義しませんと、いきなりは使えないと思っております。</p> <p>今は仮に「市長等」という、「市長等」という言葉を選びましたのは、一般の方、市民の皆さんに「執行機関」という言葉が馴染むのか、ある意味馴染み難いのではないかと考えておりますので、仮に「市長等」ということでさせていただいておりますけれども、そこは決定でも何でもございませぬので、置くとすれば当然定義は必要だと思っております。</p>
部会長	<p>これ多分、この後全体会での議論になるんじゃないかという気がするんですけど、まあ何かきちんと定義付けする場面がないと、何のこっちゃということになりますので、「等」の意味をどういうふうに解釈するかっていうことだと。</p>
事務局	<p>はい、今の調整案1では、3ページの執行機関・議会部会のところにはなりますが、一番最初に「市長等」という部分を謳っております、ここで簡単ではございますが、「市長その他の執行機関をいう。」と括弧書きで説明を入れておまして、他都市の例では「市長等」というのを定義の中で、市長と教育委員会、その他の機関、そういうのを全部列記しておるような規定の仕方もございますので、そうした部分をどのようにしていくのかというご議論かと思えます。</p>
部会長	<p>やっぱり分かり易い方が良いと思しますので、どうですか、皆さん。</p> <p>この3ページの第7条の括弧書きで「市長その他の執行機関をいう。」と、「市長等」を、分かりますか。</p> <p>普通の人には分らんよこれ、行政に少しでも馴染みのある人なら、さっきの説明のように教育委員会も入るんかとか、そういうことが分かるけれども。</p>
事務局	<p>はい、今まで「執行機関」という言葉を主語として使われていたところがございますので、それに対しまして「市長等」は、市長とその他の執行機関を言いますという、ここにとりあえず書いておりますけれども、きちんと定義付けする場合でも、部会長がおっしゃいましたように教育委員会や選挙管理委員会など、そうしたものを全て網羅する必要があるのではないかと考えております。</p>
部会長	<p>まあ少し知恵を絞ってください。</p> <p>他に何かご意見はございませんか。</p> <p>一つひとつは、もう押さえんで良いですね。</p>
各委員	<p>はい。</p>
部会長	<p>他に何かご意見があればこの際ですから、どうぞ。</p> <p>よろしいですか、この重複箇所の整理のこれは、今説明したことのまとめみたいなもんですね。</p>

事務局	はい、見易く別表にまとめたという形であります。
部会長	今日予定しておった部会の議論は以上のようなことでございますが、何か特段他にあれば、お出しいただきたいと思います。 全体会は、来週ですね。
事務局	はい、来週27日、火曜日となります。 色々とまた補足となり恐縮でございますが、前回の全体会でもございましたとおり、多分皆様前文に対する部分でかなりのご意見、他の委員さんも含めまして色々であろうかと思っております、先日、理念部会も開催をされ、理念部会からのお願いとしましては、今後は是非対案という形で文面化したものを、全部を作らなくても結構でございますが、基本的にはこういう文面が入れられないかとか、今の表現をこう変えられないかとか、文面にてご提示いただくと議論がし易いということでお話ございました。 ただ、前文に関しましては、多分最後まで本当に決まらない話と言いますか、ある程度の条文案が出来たのを踏まえ戻って議論をしていただくような中身になるのではないかと考えておるところですが、一応現時点では前文に関するご意見、ご要望等がございましたら、対案という形で文面化していただきまして事務局の方にお寄せいただければ、それを理念部会にお示しをさせていただくということでお願い出来ればと思っております。
副部会長	よろしいですか。
部会長	はい、どうぞ。
副部会長	前文については、まあ私がいらんことを言ったばかりにこうなってるんですけども、要は、この検討委員会の皆さんで色んな想いをしながら議論をしていく、それはそれで良いと思うんですけど、やはりどういう方向、何をこの条例に市は求めているのか、何をしようとしているのかというのが見えないんです。 だから、検討委員の皆さんは皆さんで色んな議論があるし、色んな考えも違うと思うんですけども、市として、市長を始め執行部として、この大分市をどのような方向に導きたいのか、将来の大分市の絵をどう描こうとしているのかが見えませんが、この前市長が言ったのが、「都市内分権で権限や財源を地域に下ろしていく」ということをはっきり言ったから、それはそれで分かるんですけど、だから、地方政府、私が言ったのが地方政府としての地位を目指していくのかどうかという、その辺もはっきりと分からないし、最高規範と言いながらも、その最高規範としての中身が前文の中にも入ってこないし、どういう位置付けの中ですと言いますか、最高規範という位置付けがもう少し明確にならんとおかしいのかなという部分もあるし、どうもその分かり難い部分というのがあって、私は遠慮せんで良いと思うんですよ、市長なり執行機関が、やはりどんどん発言して、このような今の時代の流れの中で、国の方も地方もこれだけ議論をしているんですよということをやはりオープンにしながら、検討委員の皆さんもそこまでの情報を持っていないし、分からないと思いますので、一番情報を持っているのは執

<p>事務局</p>	<p>行部の皆さんなんで、やはり執行部の皆さんがその情報をどんどん出して、そして、検討委員の皆さんも一緒になって議論をする、そうじゃないと、前文を作れとなっても方向が見えないのに作れと言われても、結局は歴史とか文化とかいうところに落ち着いてしまうじゃないですか、要は、前文は、だから何を求めて何を作ろうとしているのかというのが見えない限り、やはり前文は出来ないと思う。</p> <p>他都市の自治基本条例、まちづくり基本条例と言われているのもありますけれども、前文の記し方というのは色々ございます。</p> <p>特に、その自治基本条例の前文を分かり易く、全体の部分で条文を分かり易く、前文でいわゆる凝縮するという考え方も一つあるかとは思いますが、中々それは現実的に難しいのではなかろうかと思っております。</p> <p>ですから、その土地と言いますか、その市、市町村の特長等を記しながら、進むべき方向性を大括りな形でお示ししているようなものもございます。</p> <p>現在の理念部会といたしましては、そこの主旨は前文の中にかなりもう盛り込まれているのではないかと、という考え方が一つございます。</p> <p>特に、目的の中で「この条例は、本市における自治の基本原則を明らかにするとともに、市民、議会及び市長等の役割、行政運営の方法、市民の参画その他の自治の基本となる事項を定めることにより、市民主体による自治の実現を図ることを目的とする。」という形で示されておりまして、こういう流れの中で、この自治基本条例の考え方がある程度示されているのではないかとこの考えを持っておりますので、当然一つのご意見として、前文の中にもう少し主旨みたいなものを、目的みたいなものを示した方が良いのではというもでございますし、これはこれで良いのではないかと考えておられる方も確かにいらっしゃいます。</p> <p>ですから、前文につきましては、最終的に皆さんのご意見が全くそのとおりだという形で固まるのは難しい面があるかとは思いますが、今後、それぞれのご意見をいただきながら、理念部会としましても、まあなるほどな、そこは入れた方が良くと思うものは積極的に、そのご意見をいただきながら検討していこうという姿勢でありますので、そうお考えいただきまして、最終的に条文という形、自治基本条例という形でまとめていけば良いのではないかと思っておりますけれども、それだけ前文というのは、多種多様であると捉えていただきたいというのが、今現時点での事務局の考え方でもございます。</p>
<p>副部長</p>	<p>この前の全体会でも言ったように、だから総花的になってしまう、良いとこばかり寄せ集めて前文にしたらすね、何これということになってくる。</p> <p>だから、おかしいけれども、何か違和感があるけれども、まあ大分市はこういう方向を目指しているんだというのが前文できちんと謳わなければ、やはり市民は何のためにこれ作るのかと、議会基本条例を作った時もそうなんですけども、だからどうしたんかと市民からやはり、当たり前のことをお前達言いよるだけの話じゃないかと、だから何を求めて何で自分達は変わろうとしているのか、そして、市民に対して何を求めようとしているのが明確にならないと、やはり市民としては、当たり前のことを謳っているだけかと、多分そういう話になると思うので、だから、大分市としてどういう方向に向いているのか、どういうことをしようとしているのか、そういうことがやはり前文の中にないと、何のために自</p>

	<p>治基本条例を作ったのか、多分市民にとっては分からないということになると、そう思うんです。</p>
事務局	<p>やはりそこら辺の、議員さんとしての是非こういう言葉、この中に盛り込んだらいかがかというのをお示しいただければと。</p>
副部長	<p>いや言葉じゃなくて、だから、その方向性、「都市内分権」というだけで、ならどういう「都市内分権」を目指すのかが分からんじゃないですか。</p>
事務局	<p>よろしいですか、例えば「都市内分権」という話が引き合いに出されましたけれども、「都市内分権」で自治基本条例の中に具体的にこういう「都市内分権」を進めていくという形で、ほぼ具体的な方向性を示した都市というのは殆ど見受けられないような気がしておりますが。</p>
副部長	<p>だから、そういう言い方じゃないの、今言ってるのは、その何を求めていっているのか、だからこの自治基本条例は、あくまでも主人公は市民の皆さんですよ、主権在市民ということがやはり最大のこの条例の位置付けだと思うんですよ、まちづくりの主人公はやはり市民の皆さんですよということだと思うんですよ、だから、その中にその主人公たる市民の皆さんが、地域の中でどうやって活性化させていくのかという一つの方向なりルール作りなりを、この大きな意味の憲法で、地方政府としての憲法として、大分市が作ったんですよという方向が見えてくるとその辺が少し分かり易くなるのかなと思うんで、そここのところがその見えないで、まあ「都市内分権」の中に具体論を入れるというのは難しいかもしれないけれども、その前段の部分がもう一つ今見えない、まあ早く言ったらこういうことなんですよ、分かり易く言ったら、国の場合は一元代表制だから分かるんですよ、だけど、地方の場合は二元代表制というスタンスなんですよ、ところが、国会議員が今言ったように執行機関になってる訳ですから、良い意味、悪い意味で中央集権みたいなことが出来てきた、これじゃあ悪いからということで、今変えようという形にしている、けども、実際、中央と地方の関係を今整理しましょうと、だから、地方は地方の部分の考え方をもう少し皆さんと議論しましょうと言って、今一生懸命議論していると思います。</p> <p>そして、地方は地方でまた議論しているということになるんですけども、それが今言ったように、ここでやっているような議論だと思うんですけども、ところが、今のまま財源と権限が地方に移譲されれば、必ず今のままの状態です、今度は中央集権が起こるんですよ、間違いなく、だから、それをさせないために自治基本条例を作ろうと言ってる訳なんです。</p> <p>この地方分権の、その「都市内分権」というのは、大きな役割を担うと、けどその方向性も今言ったように、一応イメージとしては分かるけれども、具体論は示されない、それが当たり前のことだと思うけれども、その前段の部分のどういことを地方政府として、本当に地方の政府としてそれが機能出来るかどうかというものを、やはりこうイメージとしてこの条例の中に入れてこないと難しいんじゃないかなと。</p>

事務局	それは前文の中に謳い込むべきだということですか。
副部長	いや、そういう意味じゃなくて、全体をとおしてこの自治基本条例のイメージがそういうところがないと、何となくこう全体像が見えないというか。
事務局	副部長さんがおっしゃられたその主旨というのは、部会代表者会の時にも述べさせていただきました。 全体の委員さんによりまして、今日までのその検討案が出来ておりますけれども、後は何が必要なのかというのはそれぞれの委員さんがまたご意見を出していただいて、このところを例えばこう表現を変えようとか、こういう言葉を入れようというのは、もう一委員さんとしてご意見を言っていたら、そして、この条例を作り上げていただくということになるかと思っておりますけれども、本来的に他都市の自治基本条例なりまちづくり基本条例を見ましても、そう内容的に何か欠けているというものは現時点ではなかろうかと思っておりますし、そこから先は委員の皆さんでご意見を出し合っていたら、ここをこうすれば個性が出る、いわゆる今後の大分市の進むべき方向性がより分かり易くなるという形で、それこそ理念部会ではございませんが、ある程度個別にご意見をいただくということが、今後必要になってくると思っております。
部長	調整案の中で、前文を含めて第7章までになるんですか、全体として今までの皆さんの色んな意見を取り入れながらこの中身が策定をされてきて、まあ今事務局が言われるように、その総論部分というのはもう大方枠が決まったということでありまして、その総論の部分でいやまだここが見えん、ここが足らんという時には、この次の全体会でもご発言をどうぞいただいて、まあ修正をお願いするとかいうことになると思いますし、前文に関わって言えば、やや美辞麗句が踊っておるんで、そのところは何とかならんかという意味合いのご意見もあったと思いますので、まあさっき事務局から意見があったら文書にして出してくださいということもありますんで、どうぞ、その意を受けてですね、私だったらこういうところはこう表記するとか、組み替えるとか、或いは全面書き換えるとかいうことで対応していただければと、まあここでそれぞれのご意見を出す、承っても少し場が違ふと思っておりますので、まあそういうことでご理解をいただけませんか。
副部長	はい、それは良いんですけど、要は、それぞれが作れということですか。
部長	まあ、そういうことで。
事務局	完全な文書でなくても、この条文のところにこういう形でこういう言葉を入れたらどうかとか、そういうご意見でも結構だと思います。 それを受けまして、それぞれ部会がまたどうお考えになるのか、また全体会でどう整理されていくのかというのが、今後正に問われてくると思っております。
副部長	要は、一応形を作ったとしても、例えば市民の皆さんとの意見交換会に行くと大分変わってくるということは当然有り得ると思うんですね、前文一つにして

	<p>も、だから、それは今言ったようなコンクリートするようなイメージじゃないと思うんで、一応色んな形があってもそれは良いと思うんですよ。</p> <p>まあ、市民の皆さんの意見も聞きながら、最終的にその条例を作っていくんだということですので、それはそれで良いのかなと思うんで、まあそういうスタンスであれば余りね荷を掛け過ぎると難しくなってしまうんで、想いを簡単にこう羅列するとかいうことでも良いんですかね。</p>
事務局	<p>ただ、市民意見交換会に入った時にはやはり検討委員さんとしての、今日までの整理、考え方をきちんと市民の方にお伝えいただくというのが必要であると思いますので、その中で市民の皆さん方から出たご意見を、こういう形で反映させようということであれば、それは結構だと思いますが、未消化のまま素案を作られますと、その辺の十分な受け答えが出来なくなる恐れもございますので、ですから、現時点でそれぞれの委員さんがお持ちになっている考え方で納得出来ない状況であれば、そこはしっかりとやはり議論をしていただきまして、大方これぐらいで良からうという形で、素案を作り上げていただければと思います。</p>
部会長	<p>特に、副部会長はそれなりの想いが、非常に強い思い入れの中でのご発言でありますので、まあ全体会の中でもう一回、もし頂立てみたいなきょう出来るんであれば、そういうご提案をいただいて、方向がまた議論されれば落ち着くところに落ち着くんじゃないですか。</p> <p>まあ、顔立ちが違えば考え方も皆違うという訳ですから、色んな意見が出ることは結構だと思いますけど、どこかに落ち着かせないといけませんのでね、是非、我が部会の顔でございますので、どうぞそういう意味でもご発言ください。</p>
副部会長	<p>難しいなあ。</p>
部会長	<p>具体的な玉を出さんと、答える方もなんじゃろうかということになるんで、幾つかそういうのを出したらどうですか。</p>
副部会長	<p>難しいですね、あの方向が見えないから作れと言われても、中々難しいんですよ、分かり易く言えば、例えばスケジュール一つにしてもポンと出されたでしょう、この自治基本条例のスケジュールを。</p>
事務局	<p>自治基本条例の制定スケジュールですか。</p>
副部会長	<p>今年の12月議会でしょ、提案が。</p>
事務局	<p>予定としまして、今年度中にと言いますか、来年の3月までということ。</p>
副部会長	<p>一応、予定は予定ですし、計画は計画ですよということを出されているんですけども、何かあれ一つ見ても何となく方向が見えないなと、要は、本当にその市民との意見交換をするのかなと、現実に今もうここまでずれ込んできたということですので、だから、その辺の部分をご見てもですね、早く言えば受け取る側、</p>

まあ私個人なんですけど、検討委員会のメンバーとした時に、これで本当に出来るんだろうかなと、市民との意見交換会をどういう形でやるのかなと、市民からの意見をどうやって吸い上げていくのかなというのが、やはり見えない部分があるんですよね、スケジュールの中では、だから、その辺の部分も少しかう何と言いますか、自分としてはこう中々こう読めない部分があって、その取り組む方向性というのがね、やはりその辺一つ取ってもなんとなく我々のイメージと、我々のイメージじゃなくて私のイメージと違うんじゃないかなというのがあったんで、だから前文を作れと言われても、その辺のところ分からないと、そのスケジュールと前文とはまた全然関係ないけども、要は、取り組む姿勢、考え方というのがね、あの一番最初の時、多分2回目の全体会ぐらいで事務局の方が作ったと思うんだけど、この条例に対するいわゆる考え方を整理したのを出示してもらったと思うんですよ、その時に二重信託論というのがポンと出たんで、これは凄いなとその時は感じた、これは凄くやる気があるなと思ったんですけど、それからこう何回か重ねてくると、何となく方向が見えなくなってしまったような気がしてならないので、まあ、勿論皆さんもそう思っていると思うんですけども、私はあの時のインパクトが非常に強かったもんですよ、これは凄いことを今からやろうとしているんだというイメージがあったんで、そうすると、あのスケジュールがポンと出てくるでしょ、その二重信託論とスケジュールとをこう考えたらね、何か相矛盾するなと思ったりしています。

だから、方向が見えないと、これはもう、このことをこういう場で言うのはおかしいかもしれんけど、まあ率直な気持ちとして言ってるだけです。

事務局 よろしいですか。

部会長 はい、どうぞ。

事務局 当初の資料から私も携わっておりますが、最初は当然その自治基本条例というものを皆さんも良く分からない、事務局も良く分からなかった時代でございますので、事務局なりに勉強した上で、その皆さんの意思統一を出来るだけ一緒にしていかなければならないと考え、色々な資料を作成させていただきました。

したがいまして、皆さんには今まで色々なご検討をお願いしてきた訳でございますが、その中でもスケジュールなどにつきましては、便宜上、何らかの目標がありませんとご検討もしづらいでしょうから、一応案という形でお示しはさせていただきました。

実際は、その市民との意見の交換が不十分であるということも考えられますことから、そこは絶対にここで作り上げなければならないということではございませんので、十分に市民との意見の交換をしていただければと思っておりますが、ただ、流石に皆さんもご検討が3年目に入っておりますし、何時まで議論をしていくのかということも中にはあるかと思いますので、そろそろ素案を作り上げてという時期に至っているのではないかと、事務局としては捉えております。

前文の話にはなりますが、理念部会としましても、やはり今まで皆さんからいただいたご意見と同じように、部会でも様々な議論をした上で、今はコンパクトにしようということで、こうした前文になっている訳でございますけれども、そ

<p>部会長</p>	<p>うした部分も踏まえていただきまして、やはりこの部分で視点が足りないのではないかとということで、理念部会からは対案を出していただければ議論がし易いというご要望がございましたので、各部会にお伝えさせていただいておるところでありまして、中には、では対案を出させていただきますと言われていた方もいらっしゃると思いますので、そうしたご理解をいただければと思っております。</p> <p>まあさっきから言うように、一つの具体的な文書でも出ればもっと議論もし易くなるんで、それを基にこの次もというような方向付けで、皆さんにお願いしたいと思います。</p> <p>まあ時間があんまりないんでね、その辺も含めて事務局にお届けいただければと思います。</p> <p>それから、事務局、副部会長からの見えない部分があるということですので、十分にその辺の事務局としての意思疎通を、お願いをしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。</p>
<p>部会長</p>	<p>こういうことで皆さん、閉めてもよろしいですか。</p>
<p>各委員</p>	<p>はい。</p>
<p>部会長</p>	<p>そろそろ時間となりましたので、それでは、熱心なご議論をいただき、誠にありがとうございました。</p> <p>本日の部会は、これにて閉めさせていただきます。</p> <p>では、事務局に戻します。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、皆様お疲れ様でした。</p> <p>本日のご議論の確認をさせていただければと思いますが、まずは、「自治とまちづくり」という部分で冒頭にてご議論をいただきましたが、基本的には事務局が提示をさせていただきました資料のとおり、あくまでも「自治」はその仕組みやシステムの部分で、「まちづくり」は活動や取り組みという動きの部分で整理をする、そうしたご了解をいただけたということでもよろしいでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>はい。</p>
<p>事務局</p>	<p>調整案につきましては、基本的に今お示しをしている、特に条文を調整した内容も、統合した内容もごございますが、基本的には「情報共有及び説明責任」の条文につきましては、それぞれ関係する市政運営部会の条文なりにも統合させる、また、主語の部分につきましても、「都市内分権」では、そのプロセスはこれで読み取れるのだが、その後の実効性と言いますか、方向性についてはまだ検討の余地があるのではないかとご意見がございましたが、基本的には調整案1のとおり、今日の時点ではこの部会として一応のご了解をいただけたと、そう理解いたしてもよろしいでしょうか。</p>

各委員	はい。
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、一応日がございませぬが、来週の27日、火曜日の13時から、また第13回全体会ということで、コンパルホールの3階、多目的ホールにて開催されます。</p> <p>本日お見えいただいております委員さんは、皆様ご出席可能ということでよろしいでしょうか。</p>
各委員	はい。
事務局	<p>また、来週の全体会もよろしくお願いいいたします。</p> <p>それでは、以上を持ちまして、本日の部会を終了させていただきます。</p> <p>どうも、ありがとうございました。</p>